

# 兵庫県公報

平成25年1月8日 火曜日 第2455号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 家畜人工授精師養成講習会の開催（畜産課）	1
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 景観形成地区の指定の案の縦覧（都市政策課）	7
○ 景観形成基準の案の縦覧（同）	8
<b>企業庁公告</b>	
○ 入札公告（北摂広域水道事務所）	8
○ 同 上（姫路利水事務所）	11
○ 同 上（同）	14

## 告 示

### 兵庫県告示第16号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催する。

平成25年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 講習会に係る家畜の種類  
牛
- 開催期日  
平成25年2月4日（月）から同年3月1日（金）まで
- 開催場所
  - 学科  
県立農林水産技術総合センター 農業大学校 加西市常吉町荒田1256—4
  - 実習  
県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター 加西市別府町南ノ岡甲1533  
県立農林水産技術総合センター 淡路農業技術センター 南あわじ市八木養宜中560—1
- 講習会の別  
家畜人工授精に関する講習会
- 受講対象者  
家畜人工授精師の免許を取得しようとする者 おおむね30名
- 受講科目
  - 学科  
ア 一般科目
    - 畜産概論
    - 家畜の栄養
    - 家畜の飼養管理

- (イ) 家畜の育種
- (ロ) 関係法規
- イ 専門科目
  - (ア) 生殖器解剖
  - (イ) 繁殖生理
  - (ロ) 精子生理
  - (ハ) 種付けの理論
  - (ニ) 人工授精

(2) 実習

- ア 家畜の飼養管理
- イ 家畜の審査
- ウ 生殖器解剖
- エ 発情鑑定
- オ 精液精子検査法
- カ 人工授精

7 受講手続

受講対象者は、所定の受講願書（最寄りの家畜保健衛生所において交付）に、20,000円の兵庫県収入証紙を貼り付け、戸籍抄本、履歴書を添えて最寄りの家畜保健衛生所へ郵送又は持参すること。

8 願書の提出期限

平成25年1月25日（金）必着



**兵庫県告示第17号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市山崎町上牧谷字アガタ6の13から6の19まで
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字アガタ6の13から6の16まで・6の19（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第18号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市山崎町大谷字向林130の7、130の8

- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字向林130の7（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第19号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市一宮町千町字宮山332（次の図に示す部分に限る。）、字浦山370の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字宮山332（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第20号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市一宮町河原田字釜河内1386の5
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字釜河内1386の5（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第21号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

宍粟市一宮町千町字向ヒ170の28、170の29

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向ヒ170の28・170の29（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第22号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

宍粟市一宮町千町字ヲソゴエ1の13、字サカ4の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヲソゴエ1の13・字サカ4の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第23号**

建設業法(昭和24年法律第100号)第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成25年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となつた事実	取消年月日
			区分	種 類		
今田工業(有) 代今田 政勝	神戸市東灘区住吉南町2-12-17-601	般-22 第114595号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年9月30日
日本安全警備(株) 代佐々木 博和	同 市中央区伊藤町108	般-21 第115583号	一般	電気通信工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月1日
興隆産業(株) 代青木 修一	同 市同 区三宮町1-1-1	般-19・23 第107464号	一般	左官工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月17日
常伸空調(株) 代岩本 渉	同 市北区南五葉6-8-17	般-22 第110926号	一般	電気工事業、管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年9月30日
(有)志孝建設 代田中 孝志	同 市同区小倉台2-6-2	般-23 第112181号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月25日
(有)ビオテック 代立岡 廣一	同 市垂水区城が山1-14-11	般-23 第113563号	一般	石工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月30日
(株)装建 代新原 巖	同 市同 区名谷町34-10	般-20 第112915号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月9日
(株)稲武 代稲田 浩	尼崎市武庫町2-2-13	般-19 第215305号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年10月2日
ダイシン建設(株) 代金山 俊郎	同 市武庫元町2-1-14	般-22 第217227号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年10月1日
(株)ヤブサダイナミックス 代森 靖洋	同 市北城内51	般-19 第215303号	一般	とび・土工工事業、機械器具設置工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月23日
(株)隆起工業 代山本 芳裕	同 市東園田町8-101-10	般-22 第217184号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
(株)ユアサ建創 代湯浅 和夫	西宮市上ヶ原十番町2-44	般-20 第217837号	一般	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年8月23日

平成建設㈱ (代)水谷 弘政	同 市松風町6—14	般—21 第217999号	一般	土木工事業、しゅんせつ工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年9月26日
(有)三晃土木 (代)樋口 龍一	同 市上甲子園5—5—24	般—24 第212726号	一般	土木工事業、とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月1日
(株)フォルテビルド (代)下山 優	同 市花園町10—9	般—19 第216795号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月2日
池田建設㈱ (代)藤原 宮子	同 市今津野田町1—4	般・特—21 般—24 第210966号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月9日
(株)ヤマネ工務店 (代)谷 葦子	芦屋市山芦屋町1—2	般—22 第207725号	一般	建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年9月30日
(株)高山組 (代)高山 勇夫	伊丹市北野2—112	特—23 第201931号	特定	建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月31日
(有)タカラ技研 (代)吉川 和夫	宝塚市中州2—7—33—302	般—21 第215818号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月16日
(有)ブラザーズアウル (代)佐々木 和幸	川西市見野2—5—7 サンハイム103	般—20 第301330号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年10月9日
(株)山宗工務店 (代)山本 宗男	同 市東多田1—25—1	般—23 第214955号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月10日
春山組 (代)春山 眞二	同 市美園町3—28	般—23・24 第301068号	一般	塗装工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月15日
大興建設㈱ (代)吉富 逸雄	同 市栄町4—9	般・特—24 第215200号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月26日
(株)キンキテック (代)久後 千代子	姫路市紺屋町2	般—24 第458012号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年9月30日
(有)辰巳 (代)京極 隆俊	同 市野里新町2—38	般—23 第460446号	一般	土木工事業、建築工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年10月1日
絹川建工㈱ (代)絹川 清員	同 市飾磨区中島287	般—19 第451503号	一般	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月4日
寿鉄工㈱ (代)大村 殖	相生市旭1—19—47	般・特—23 般—24 第550131号	一般	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年8月22日
石原建築工業 (代)石原 利幸	たつの市新宮町下野551—2	般—19・22 第500559号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月31日
(有)沖田工業 (代)沖田 義弘	同 市龍野町中霞城3—38	般—24 第501233号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年9月1日
マルテツ仮設 (代)名田 哲野	宍粟市山崎町青木501—4	般—22 第503153号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年2月13日

山崎重機(株) 代 構井 啓介	同 市山崎町須賀沢 679—3	般-19 第502521号	一般	土木工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年9月26日
山村工務店 代 山村 弘文	揖保郡太子町広坂426 —3	般-20 第405327号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月5日
株大賀 代 小松 恭三	赤穂郡上郡町山野里 2349	特-22 第550817号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年8月16日
豊岡市管工事(同) 代 広瀬 彰	豊岡市幸町6—35	般-20 第651344号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月10日
株西尾金物 代 西尾 真吾	朝来市和田山町桑原 200	般-19・22 第600799号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年4月20日
三原商会 代 三原 豊	美方郡香美町香住区訓 谷268—4	般-21 第651345号	一般	管工事業、水道施設工 事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月10日
高橋工業(株) 代 高橋 俊文	丹波市柏原町柏原2891	般-23 第750159号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月31日
南松本住宅設備 代 松本 節夫	淡路市生田田尻28—1	般・特-24 第801644号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月19日



**兵庫県告示第24号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成24年12月10日から平成25年3月25日まで
- 3 作業地域  
川西市一庫ダム貯水池周辺



**兵庫県告示第25号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西脇市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間  
平成24年12月4日から平成25年3月25日まで
- 3 作業地域  
西脇市の一部



**兵庫県告示第26号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第4項の規定により、次の景観形成地区の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載し

た文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成25年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 景観形成地区の名称及び種別  
太子町斑鳩地区歴史的景観形成地区
- 2 景観形成地区に指定する土地の区域  
揖保郡太子町鶴及び馬場の各一部
- 3 景観形成地区の指定の案の縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課及び太子町経済建設部街づくり課
- 4 縦覧期間  
平成25年1月8日から同月22日まで



**兵庫県告示第27号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第9条第3項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の景観形成基準の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成25年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 景観形成地区の名称及び種別  
太子町斑鳩地区歴史的景観形成地区
- 2 景観形成基準の案の縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課及び太子町経済建設部街づくり課
- 3 縦覧期間  
平成25年1月8日から同月22日まで

**企 業 庁 公 告**

**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年1月8日

契約担当者

兵庫県企業庁北摂広域水道事務所長 古 高 利 彦

- 1 調達内容
  - (1) 購入する物品等の名称及び数量  
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所神戸加圧ポンプ所で使用する電気 予定使用電力量 241,000キロワット時
  - (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
  - (3) 履行期間  
平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）まで
  - (4) 履行場所  
三田市あかしあ台2丁目1-3 神戸加圧ポンプ所
- 2 一般競争入札参加資格  
本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
  - (3) 一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく者を含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
  - (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針（以下「方針」という。）」に基づき、環境に配慮した電力調達契約を締結するため、方針第5条に基づく環境評価を行い、その評価合計が70点以上であり、かつ前年度において電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項に基づく勧告を受けていない電気事業者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所  
電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間  
平成25年1月8日（火）から同年2月15日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 閲覧場所  
〒669-1314 三田市西野上字上通り152番地  
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所  
電話（079）567-1663
- 4 入札説明書及び誓約書の交付
- (1) 交付期間  
平成25年1月8日（火）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 交付場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁水道課 担当 西川  
電話（078）341-7711 内線5438
- 5 入札参加の手続  
この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (1) 提出期間  
平成25年1月9日（水）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 提出場所  
前記4(2)に同じ。
- 6 入札手続等
- (1) 入札、開札の日時及び場所  
日時 平成25年2月18日（月）午後1時30分から  
場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
  - (2) 入札の方法  
上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成25年2月15日（金）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
  - (3) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の

入札保証金を平成25年2月14日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成25年1月22日（火）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のし



- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく者を含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
  - (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針（以下「方針」という。）」に基づき、環境に配慮した電力調達契約を締結するため、方針第5条に基づく環境評価を行い、その評価合計が70点以上であり、かつ前年度において電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項に基づく勧告を受けていない電気事業者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
- 電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間  
平成25年1月8日（火）から同年2月15日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 閲覧場所  
〒679-2101 姫路市船津町字平田4552-1  
兵庫県企業庁姫路利水事務所  
電話（079）232-5881
- 4 入札説明書及び誓約書の交付
- (1) 交付期間  
平成25年1月8日（火）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 交付場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁水道課 担当 西川  
電話（078）341-7711 内線5438
- 5 入札参加の手続
- この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (1) 提出期間  
平成25年1月9日（水）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 提出場所  
前記4(2)に同じ。
- 6 入札手続等
- (1) 入札、開札の日時及び場所  
日時 平成25年2月18日（月）午後2時から  
場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
  - (2) 入札の方法  
上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成25年2月15日（金）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
  - (3) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年2月14日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。  
ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。  
入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。  
イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と

種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成25年1月22日（火）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該

契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とし  
ないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くこと  
により落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関  
係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直  
ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Tetsuya Kubo, Director of Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo  
Prefectural Government

(2) Nature of the products to be purchased:

Electricity to be used in Ichikawa River Industrial Waterworks Office

(3) Delivery period: From April 1, 2013 to March 31, 2014

(4) Delivery place:

Ichikawa River Industrial Waterworks Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 January 22, 2013

(6) Deadline for tender:

14:00 February 18, 2013 by direct delivery

17:00 February 15, 2013 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nishikawa, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078)341-7711 extension 5438



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年1月8日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 久保哲也

1 調達内容

(1) 購入する物品等の名称及び数量

兵庫県企業庁姫路利水事務所揖保川工業用水道管理所(揖保川第1ポンプ場)で使用する電気予定使用  
電力量 1,781,000キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成25年4月1日(月)から平成26年3月31日(月)まで

(4) 履行場所

姫路市余部区上川原字久保156—1 揖保川工業用水道管理所（揖保川第1ポンプ場）

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約当事者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく者を含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針（以下「方針」という。）」に基づき、環境に配慮した電力調達契約を締結するため、方針第5条に基づく環境評価を行い、その評価合計が70点以上であり、かつ前年度において電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項に基づく勧告を受けていない電気事業者であること。

## 3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間  
平成25年1月8日（火）から同年2月15日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 閲覧場所  
〒679-2101 姫路市船津町字平田4552—1  
兵庫県企業庁姫路利水事務所  
電話（079）232—5881

## 4 入札説明書の交付期間及び場所

- (1) 交付期間  
平成25年1月8日（火）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 交付場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁水道課 担当 西川  
電話（078）341—7711 内線5438

## 5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間  
平成25年1月9日（水）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出場所  
前記4(2)に同じ。

## 6 入札手続等

- (1) 入札、開札の日時及び場所  
日時 平成25年2月18日（月）午後2時30分から  
場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
- (2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成25年2月15日（金）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年2月14日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成25年1月22日（火）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。  
シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(7) 無効とする入札

- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。  
イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。  
ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

- ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。  
イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。  
(3) 詳細は入札説明書による。  
(4) 問合せ先  
前記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Tetsuya Kubo, Director of Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government  
(2) Nature of the products to be purchased:  
Electricity to be used in Ibo River Industrial Waterworks Office (Ibo River 1st Pumping Plant)  
(3) Delivery period: From April 1, 2013 to March 31, 2014  
(4) Delivery place:  
Ibo River Industrial Waterworks Office (Ibo River 1st Pumping Plant)  
(5) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 January 22, 2013  
(6) Deadline for tender:  
14:30 February 18, 2013 by direct delivery  
17:00 February 15, 2013 by mail  
(7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Nishikawa, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel (078) 341-7711 extension 5438